

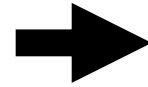
残留性有機汚染物質に関するストックホルム
条約(POPs^{ポップス}条約)新規対象物質の
化審法第一種特定化学物質への指定について

環境省 大臣官房 環境保健部
環境保健企画管理課 化学物質審査室

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs条約)

POPs (Persistent Organic Pollutants 残留性有機汚染物質)

- = ①毒性があり、
②分解しにくく、
③生物中に蓄積され、
④長距離を移動する物質。



1カ国に止まらない国際的な汚染防止の取組が必要。

POPsによる汚染防止のため、国際的に協調してPOPsの廃絶、削減等を行う。

2001年5月採択、我が国は2002年8月に締結、2004年5月発効。

- ・締約国会議 (COP) は2年に1回、これまで9回開催。
- ・専門・技術的事項は、COPの下での残留性有機汚染物質検討委員会 (POPRC) で審議される。

POPs条約に基づき各国が講ずべき対策

1. 附属書Aに掲載されている物質について、製造・使用を禁止 (適用除外の規定あり)

アルドリン、エンドスルファン類、エンドリン、クロルデコン、クロルデン類、ディルドリン、ヘキサクロロシクロヘキサン類、ヘキサクロロベンゼン、ヘキサブロモビフェニル、ヘプタクロル類、ペンタクロロベンゼン、ポリブロモジフェニルエーテル類、マイレックス、トキサフェン類、PCB類、ヘキサブロモシクロドデカン類、ポリ塩化ナフタレン類(塩素数2~8を含む)、ヘキサクロロブタジエン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル、デカブロモジフェニルエーテル、短鎖塩素化パラフィン

2. 附属書Bに掲載されている物質について、製造・使用を制限 (認められる目的及び適用除外の規定あり)

DDT、PFOSとその塩・PFOSF

3. 附属書Cに掲載されている物質について、非意図的生成から生ずる放出を削減

ダイオキシン、ジベンゾフラン、ヘキサクロロベンゼン、ヘキサクロロブタジエン、ペンタクロロベンゼン、PCB類、ポリ塩化ナフタレン類(塩素数2~8を含む)

※ 締約国会議の決定により改正される附属書の発効は、国連事務局が各締約国に通報してから1年後であり、それまでに国内で担保するための所要の措置を講ずる。

4. その他の措置

- POPsを含むストックパイル・廃棄物の適正管理及び処理
- 国内実施計画の策定
- POPsに関する調査研究、モニタリング等
- 途上国に対する技術・資金援助の実施

残留性有機汚染物質検討委員会(POPRC)

POPRC13

○日時:2017年10月17日～20日 ○場所:ローマ(イタリア)

○会合の成果(関係分)

- ・ 条約への新規POPs物質の追加

- ジコホル[主な用途:殺虫剤]

リスク管理に関する評価を検討し、適用除外を設けずに廃絶対象物質(附属書A)への追加を締約国会議に勧告することを決定。

POPRC14

○日時:2018年9月17日～21日 ○場所:ローマ(イタリア)

○会合の成果(関係分)

- ・ 条約への新規POPs物質の追加

- ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質

[主な用途:フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤、泡消火薬剤等]

侵襲性及び埋込型医療機器や泡消火薬剤等、特定の用途についての適用除外を設けることを選択肢にした上で、附属書A(廃絶)に追加することをCOPに勧告することを決定。

次回(POPRC15)

○日時:2019年10月1日～10月4日 ○場所:ローマ(イタリア)

○主な議題

- ・ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFH_xS)とその塩及びPFH_xS関連物質のリスク管理に関する評価

POPs条約第9回締約国会議(COP9)結果概要

○日時:2019年4月29日(月)~5月10日(金)

○場所:ジュネーブ(スイス)

○会議の成果

- ・ 条約上の規制対象物質の追加: POPRCの勧告を踏まえ、以下を決定
→ジコホル: 附属書Aに追加
ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質
: 附属書A に追加
- ・ 過去に附属書に追加された物質の認められる目的及び個別の適用除外
- ・ 条約の有効性の評価

○次回(COP10)開催:2021年5月17日~5月28日 於:ナイロビ(ケニア)

- ・ 今回同様、3条約(ストックホルム条約・バーゼル条約・ロッテルダム条約)連続開催する予定

COP9で条約上の規制対象に追加された物質

○附属書Aへの追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
ジコホル	殺虫剤	・製造・使用等の禁止 (特定の用途を除外する規定なし)
ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質	フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤、泡消火薬剤等	・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり)※ <ul style="list-style-type: none"> － 半導体製造におけるフォトリソグラフィ又はエッチングプロセス － フィルムに施される写真用コーティング － 作業保護のための撥油・撥水繊維製品 － 侵襲性及び埋込型医療機器 － 液体燃料から発生する蒸気の抑制及び液体燃料による火災のために配備されたシステム(移動式及び固定式の両方を含む。)における泡消火薬剤 － <u>医薬品の製造を目的としたペルフルオロオクタンブロミド(PFOB)の製造のためのペルフルオロオクタンヨージド(PFOI)の使用</u>等

※1 個別の適用除外の規定については、その効力が発効した日から5年を経過した時点で、その適用除外の効力が失われる。日本として当該用途を適用除外とするか否かについては、今後、国内で検討。

化学物質審査規制法

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化学物質審査規制法、化審法）
- 昭和48年制定、平成29年6月最終改正
- 目的：人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、①新規の化学物質の製造・輸入に際し、その性状を事前審査する制度を設けるとともに、②化学物質の性状等に応じて製造、輸入、使用等について必要な規制を行う。

- ・国による直接規制（厚生労働省・経済産業省・環境省の共管）。
- ・審査・リスク評価等は3省合同審議会を実施（環境省は中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会）。

化審法における国内担保措置

○第一種特定化学物質

- 難分解性、高蓄積性、人又は高次捕食動物への長期毒性がある物質
- 規制措置：
 - ①製造・輸入の許可及び使用の制限(化審法17条及び22条)
 - ②第一種特定化学物質が使用されている製品の輸入制限(化審法24条)
 - ③例外的に許容される用途での使用(エッセンシャルユース)(化審法25条)
 - ④技術上の基準の遵守義務(化審法28条)
 - ⑤第一種特定化学物質の指定等に伴う回収等措置命令(化審法34条)
- 対象物質:33物質群

ポリ塩化ビフェニル、PFOS又はその塩、PFOSF、デカブロモジフェニルエーテル、短鎖塩素化パラフィン 等

○国内担保措置

- [・ジコホル
 - [・ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質
- のそれぞれに関し、

①から⑤について化学物質審査小委員会において御審議いただき、その結果を踏まえ、化審法に基づく第一種特定化学物質の指定等の必要な措置を講ずる。

国内対応の今後の予定

令和元年7月4日

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について(諮問)

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について(付議)

令和元年7月22日

第42回中央環境審議会環境保健部会

令和元年7月24日

第196回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会(厚生労働省、経済産業省との 合同審議)で審議開始予定

令和元年秋目途

輸入禁止製品、エッセンシャルユース及び技術上の基準について具体的に検討

令和2年

TBT通報・パブリックコメント等を経て、化審法施行令を改正・施行